

技能講習・安全衛生教育 受講料等 一覧表

令和 2年 1月 15日現在

科 目	教習機関 登録番号 満了日		受講料等 (内税)	内 訳		
				受講料	テキスト代	
作 業 主 任 者 ・ 技 能 講 習	※ 足場の組立て等	兵労基安第5号 R6.3.30	全科目受講者 一部免除者(とび1級・2級技能検定合格者、とび科指導員免許)	10,440円 8,400円	8,760円 6,720円	1,680円 1,680円
	※ 型枠支保工の 組 立 て 等	兵労基安第6号 R6.3.30	全科目受講者 一部免除者(ブロック建築またはとび1級・2級技能検定合格者、 建設科・建築科・建築ブロック科・とび科指導員免許)	10,750円 8,710円	8,760円 6,720円	1,990円 1,990円
	※ 地山の掘削及び 土止め支保工	兵労基安第21号 R6.3.30	全科目受講者 特例者(建設機械施工技士1級、2級(1~3種)合格者、 地山または土止め作業主任者、 とび1級・2級技能検定合格者、とび科指導員免許) 一部免除者(土木施工管理技士1級、2級合格者) 一部免除者(建設科・土木科・さく井科指導員免許)	17,900円 12,300円 9,240円 6,180円	15,280円 9,680円 6,620円 3,560円	2,620円 2,620円 2,620円 2,620円
	※ 木造建築物の 組 立 て 等	兵労基安第107号 R6.3.30	全科目受講者 一部免除者(型枠・足場・鉄骨組立て・建築物等の鉄骨作業主任者、 建築大工またはとび1級・2級技能検定合格者、 建築科・とび科・プレハブ建築科指導員免許)	10,330円 8,290円	8,760円 6,720円	1,570円 1,570円
	※ コンクリート造の 工作物の解体等	兵労基安第113号 R6.3.30	全科目受講者 一部免除者(とび1級・2級技能検定合格者、とび科指導員免許)	10,960円 8,920円	8,760円 6,720円	2,200円 2,200円
	※ 鋼 橋 架 設 等	兵労基安第195号 R6.3.30	全科目受講者 一部免除者(建築物等の鉄骨・コンクリート橋架設作業主任者) 一部免除者(とび1級・2級技能検定合格者) 一部免除者(とび科指導員免許)	10,640円 9,110円 7,580円 5,550円	8,760円 7,230円 5,700円 3,670円	1,880円 1,880円 1,880円 1,880円
	※ 建築物等の鉄骨 の 組 立 て 等	兵労基安第198号 R6.3.30	全科目受講者 一部免除者(鋼橋架設主任者・コンクリート橋架設作業主任者) 一部免除者(とび1級・2級技能検定合格者) 一部免除者(とび科指導員免許)	10,640円 9,110円 7,580円 5,550円	8,760円 7,230円 5,700円 3,670円	1,880円 1,880円 1,880円 1,880円
	※ 有 機 溶 剤	兵労基衛第7号 R6.3.30		10,740円	8,760円	1,980円
	※ 酸素欠乏・ 硫化水素危険	兵労基衛第11号 R6.3.30	全科目受講者 日赤「救急員認定証」所持者(有効期限内のものに限る) 酸欠作業主任者	17,160円 14,510円 12,270円	15,280円 12,630円 10,390円	1,880円 1,880円 1,880円
	※ 石 綿	兵労基衛第12号 R6.3.30		12,900円	10,190円	2,710円 1980+730
教 育 ・ 研 修	職長・安全衛生責任者		15,280円	13,180円	2,100円	
	職長・安全衛生責任者 能 力 向 上		8,660円	7,690円	970円	
	※足場の組立て等特別 (6時間教育)		8,860円	8,050円	810円	
	※施行管理者等のための 足場点検実務者		6,630円	5,060円	1,570円	
	※現場管理者統括管理 (統括安全衛生責任者)		9,160円	7,380円	1,780円	
	※熱中症予防指導員		7,140円	5,060円	2,080円 1570+510	
	※フルハーネス型安全 帯使用作業特別教育		9,670円	8,860円	810円	
	建設従事者		8,150円	6,380円	1,770円 1250+520	
その他の教育		(教育の種類により受講料は異なります。)	各 6,000円 ~10,000円			

- 注 1. ※ の講習等に使用するテキスト・資料代につきましては、建災防兵庫支部会員割引(500円)があります。
 2. 「一部免除」の規程・実施会場・受付期間等につきましては、3ヶ月ごとに発行しています「講習受付一覧表」をご覧ください。
 3. 消費税率の変更時には受講料等が改定になる場合があります。